2　前項第二号に規定する特定資金の貸付け等であって、第一条第三号イ及びロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするものについては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十七年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害により被害を受けた東京都大島町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十七年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号イ及びロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

二　前項第二号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・一パーセントとする。

三　前項第二号に掲げる者（債務負担が重く経営の改善に迫られている者であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する認定経営革新等支援機関又は指定金融機関の経営指導を受けて事業計画を作成するものに限る。）を対象とする場合は、年〇・四パーセントとする。

四　第二号及び第三号は、同時に適用することができるものとする。

4　前項第一号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十五年十月十五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

〇厚生労働省告示第二百三十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準

1　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。